

重点要求書

2022年7月13日

大阪府教育委員会
教育長 橋本 正司 様

大阪府高等学校・支援学校教職員組合
執行委員長 岩崎 江津子

大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 地震や感染症の蔓延などの緊急時にも教職員が安心して働ける体制づくりに向け、特別休暇の整備等に取り組むこと。
- (2) 事故、災害等で勤務公署での勤務に支障をきたす場合を想定し、緊急時の参集・勤務体制を検討する等、職員が安全に働くことができる職場環境を確保すること。
- (3) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (4) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。現在の評価・育成システムが教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
- (5) 相当の経験年数を有する臨時講師については、教育職給料表2級を適用すること。
- (6) 再任用職員の給与については、給料月額を上げるとともに、生活関連手当を支給するなどの改善を図ること。
- (7) 会計年度任用職員の勤務労働条件について改善すること。特に報酬単価は、人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金などをふまえ、経験年数等に応じて上げること。
- (8) 定年の段階的引き上げについて、当該教職員への情報提供や意志確認を早期に行うとともに、実施にあたっては、高教組と協議すること。
- (9) 各種ハラスメント指針の周知を行うとともに、実態把握につとめ、ハラスメントを許さない職場環境の実現を図ること。
- (10) 子育てと仕事の両立ができるよう、休暇制度の拡充などさらなる支援制度を充実させること。とりわけ、妊娠中の職員の負担を軽減すること。
- (11) 障害のある（発達障害を含む）教職員や、腰痛により業務に支障が生じる教員について、職場配置の配慮、職場環境・労働条件の整備等の合理的配慮を行うこと。
- (12) 下見も含めた宿泊行事に対する総額規制をはじめとする旅費削減により、単独で下見が

できず、宿泊行事の付き添いをしながらの下見となったり、前年度の計画にない出張や生徒対応などの出張に制限がかかるなど、業務負担の増加や職務遂行への支障の恐れが考えられる。旅費の拡充などを行うなど、負担軽減をはかること。

- (13) 教職員の長時間労働是正にむけて実効のある施策を講じること。とりわけ「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（18年3月）」で示された取組みの具体化については高教組と協議すること。
 - A
- (13) 府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱を府民、教職員へ周知し、また要綱等に則した在校等時間の適正な管理、業務削減、業務の適正化などの措置等を講じ在校等時間の縮減を図ること。
 - B
- (13) 新学習指導要領の本格実施にともない、成績に関わる業務について、教職員の負担の増加が見込まれる。負担軽減となる策を講じること。
 - C
- (13) 「部活動指導員」の配置校を拡充するなど、教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。
 - D
- (13) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。
 - E
- (13) テレワークの効果について検証し、教職員のさらなる負担軽減に向けてより有効な制度にすること。
 - F
- (13) 働き方改革を進めるためにも、支援の必要な生徒の生活介助を行う介助員を、有償ボランティアではなく雇用とすることで、教職員の負担軽減を図ること。
 - G
- (14) 「一年単位の変形労働時間制の適用（休日の『まとめ取り』）」の導入は、現状、恒常的に閑散期のない学校現場に導入は不可能であり、拙速な導入は行わないこと。
- (15) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。
- (16) 職場における安全衛生委員会が適正かつ活発に機能するよう、策を講じること。
- (17) 校務支援システムや学校情報システム、生徒用タブレットなどのネットワーク管理、PC管理に従事する教職員に対し、業務量について把握を行い、超勤解消に向けて非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (18) オンライン授業の導入について問題点などの検証を行うとともに、専門家の配置を拡充するなど、教職員の負担軽減に努めること。
- (19) 司書教諭について、さらなる非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (20) 基礎疾患など感染症の罹患による重症化の懸念がある教職員や妊娠中の教職員について、職務専念義務免除等の適用拡大をするなどさらなる感染防止対策について検討すること。
- (21) 新型コロナウイルス感染症の対応のため、教職員の身体的・精神的な負担は増えている。とりわけ、感染症再拡大時などに、労働安全衛生環境の確保に努めるとともに、教職員の負担が増加しないよう策を講じること。

- (22) 土曜授業、宿泊行事、入試業務など、週休日に勤務を要する際には、教職員の振替等が確実に取得できるよう、策を講じること。
- (23) 部活動の段階的な地域移行にむけた、兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等については教員の勤務労働条件にかかる事項であり、高教組と十分な協議をおこなうこと。

以 上